

認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用について

八王子市健康福祉部介護保険課

短期入所サービスにおける、保険給付の対象となる利用日数は、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合を除き、保険給付対象の利用日数は、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

やむを得ない理由により、認定有効期間の半数を超えて利用する見込みとなった場合は、すみやかに以下の書類を添えて、八王子市介護保険課へ届出をしてください。

なお、届出の前に、「主治の医師から得た情報」及び「サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメント」により、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用の必要性を確認してください。

認定有効期間のおおむね半数とは、認定有効期間日数を 2 で割った日数とします。少数点以下は、切り捨てます。

認定有効期間のおおむね半数を超える日数は、半数に 1 日を加えた数です。

<例>

(半数)

認定有効期間日数 365 日 $\div 2 = 182.5 \Rightarrow 182$ 日 $\Rightarrow 183$ 日目から半数超え

【提出書類】

- (1) 短期入所期間延長届出書
- (2) 基本情報シート
- (3) アセスメントシート
- (4) 居宅サービス計画 1～3 表 < *介護予防の場合は、支援計画表 A～D 表 >
- (5) 担当者会議の記録 (居宅サービス計画 4 表) < *介護予防の場合は、支援計画表 E 表別紙 >
- (6) 支援経過 (居宅サービス計画 5 表) < *介護予防の場合は、支援計画表 E 表 >

【留意事項】

- (1) 次期有効期間において、おおむね半数を超えることになったときは、再度提出が必要となります。
- (2) 市の確認を受けた場合であっても、介護保険施設への入所申し込みを行うなど、半数を超える短期入所サービスの利用について、早期解消に努めてください。
- (3) 短期入所生活介護における短期入所サービスの連続利用の上限は 30 日です。30 日を超える利用については保険給付対象外となります。短期入所療養介護も同様です。

(担当) 八王子市健康福祉部介護保険課 給付担当
電話 : 042(620)7416 FAX : 042(620)7418